

## 議案第9号

取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第102号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

令和4年度から取手市立かたらいの郷の利用時間を変更するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
（利用時間及び休館日）		
第4条 かたらいの郷の利用時間及び休館日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、 <u>利用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館することができる。</u>		
施設	利用時間	休館日
<u>研修室(A)</u> <u>研修室(B)</u> <u>清風の間</u> <u>クッキングサロン</u> <u>ファミリーサロン</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>	(略)
<u>かたらいの間</u> <u>ステージ</u> <u>控室</u> <u>娯楽室</u> <u>つつじの湯</u> <u>大利根の湯</u> <u>リラクゼーションルーム</u>	(1) <u>7月から9月まで</u> <u>午前9時から午後9時まで</u> (2) <u>10月から6月まで</u> <u>午前9時から午後7時まで</u> <u>ただし、つつじの湯及び大利根の湯の利用時間は、午前10時からとする。</u>	
<u>交流広場</u>	(1) <u>夏期(4月から9月)</u> <u>午前9時から午後7時まで</u> (2) <u>冬期(10月から3月)</u> <u>午前9時から午後5時まで</u>	

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

（利用時間及び休館日）

第4条 かたらいの郷の利用時間及び休館日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

施設	利用時間	休館日
<u>研修室(A)</u> <u>研修室(B)</u> <u>清風の間</u> <u>クッキングサロン</u> <u>ファミリーサロン</u> <u>かたらいの間</u> <u>ステージ</u> <u>控室</u> <u>娯楽室</u> <u>リラクゼーションルーム</u> <u>交流広場</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>	(略)
<u>つつじの湯</u> <u>大利根の湯</u>	<u>午前10時から午後5時まで</u>	

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。